

茨木市内景観協定一覧表

全2地区・認可年月日順
令和2年12月現在

	名称	区域面積	制限の概要	有効期間	認可
1	山手台新町 景観協定	山手台新町 一丁目、二丁目 三丁目 212,985.80 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ○道路境界線から1.0m以上(緑道・歩行者専用道路は1.5m以上)の外壁後退 ○物置・附属建築物は、敷地境界線から1.5m以上後退し、道路等から直接見えないよう修景配慮 ○建築物の階数は、2以下(地階除く) ○外壁及び屋根の色彩は、各立面の5分の4以上は明度1以上～9以下、彩度4以下 ○区画の分割禁止 ○門柱は、幅100cm以内・高さ1.7m以下 ○門柱の色彩は、明度4以上～9以下・彩度3以下 ○道路側の垣・柵は、原則、生垣で高さ以下1.0m ○周辺景観と調和した外構 ○隣地側の塀は高さ1.0m以下、上部60cmはネットフェンス等 ○TVアンテナ等設置不可 ○緑化に努める ○屋外広告物は、原則、設置不可(一部例外規定あり) 	認可公告日から 起算して10年間 自動更新10年間	茨木市指令審 第132号 平成24年 9月13日
2	彩都E11街区 景観協定	彩都やまぶき三 丁目8番・9番の 各一部 52,055.62 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ○区画の分割禁止(例外規定あり) ○1区画につき2棟以上の建築禁止(物置・附属建築物を除く) ○物置・附属建築物は、道路境界線から1.0m以上後退し、道路等から直接見えないよう修景配慮 ○地盤高さの変更禁止(例外規定あり) ○敷地境界の擁壁外面から外周方向への工作物等のはみ出し禁止 ○建築物の階数は、2以下(地階除く) ○隣地境界線から1.0m以上の外壁後退 ○色彩・形態は、「彩都E11街区設計ガイドライン」による ○機械式駐車設備の設置不可 ○周辺景観・建築物と調和した外構 ○門柱は、幅1.5m以内・高さ1.7m以下 ○空地は、緑化に努め適切な維持管理を行う ○道路側は、開放的な外構計画(例外規定あり) ○垣・柵を設ける場合は、生垣又は透視可能な柵等と植栽を併用 ○道路側の垣・柵は、原則、生垣で高さ1.5m以下又は透視可能な柵等で高さ1.8m以下 ○擁壁は地盤の高い宅地側が築造し、擁壁上の塀は、擁壁天端から高さ1.5m以下 ○屋外広告物は、自己用等とし、一点30m²以下かつ壁面広告物は同一壁面の面積1/10以下 ○屋外広告物は、ひさし・屋根への設置不可 	認可公告日から 起算して10年間 自動更新10年間	茨木市指令都 第480号 令和2年 12月17日